

令和5年6月15日

各都道府県母子保健主管部（局） 御中

こども家庭庁成育局母子保健課

令和5年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく  
情報連携の運用開始日以降に情報連携が可能な事務手続及び省略可能な書類  
並びに試行運用の対象とする事務手続の一覧、運用開始日等について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第8号の規定に基づく情報照会及び同法第22条第1項の規定に基づく情報提供（以下「情報連携」という。）については、令和5年6月にデータ標準レイアウトの改版が予定されていますが、このことに関し、当該改版後のデータ標準レイアウトに基づく情報連携の運用開始日（以下「運用開始日」という。）以降に情報連携が可能な事務手続及び省略可能な書類並びに試行運用（※1）の対象とする事務手続（※2）の一覧等がデジタル庁から情報提供されています。特に、別紙1-2及び2-2に掲載されている試行運用の対象とする事務手続について、適切に対応頂くようお願いいたします。各都道府県母子保健担当課におかれては、各所管手続について、これらの資料を適切な広報等に活用されるよう、貴都道府県内の市町村に対して周知をお願いします。

また、運用開始日については、令和5年6月19日とされていますので、併せてお知らせします。（※3）

- （※1）申請者等から従来どおり添付書類の提出を受けた上で、情報提供ネットワークシステムを使用した事務処理の結果と従来の添付書類を用いた事務処理との間で齟齬が無いか確認・検証する運用。
- （※2）別紙の「試行運用対象」列に、令和5年6月19日から試行運用を開始する事務手続には「○」を、令和5年6月19日より前から試行運用を継続している事務手続には「◎」を記載しております。
- （※3）ただし、特定個人情報107（戸籍関係情報）に係る情報連携については、令和6年3月以降の運用開始予定となります。運用開始時期の詳細については別途通知いたします。

（問い合わせ先）

こども家庭庁成育局母子保健課  
企画調整係

boshihoken.kikaku@cfa.go.jp